

<p>(質問)</p> <p>家族の者が災害で死亡したとき、市町村の支給する災害弔慰金の支給内容について教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>市町村は、条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により死亡した住民の遺族の方に対して、災害弔慰金を支給しています。災害弔慰金の額は、生計維持の状況を勘案して、死亡者1人当たり500万円を超えない範囲内で市町村の定める額です。</p> <p>なお、遺族の範囲は、配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の事情にあった方を含み、離婚の届出はしていないが事実上離婚と同様の事情にあった方を除きます。）、子、父母、孫、祖父母です。</p>
<p>(問い合わせ先)</p> <p>連 絡 先 お住まいの市町村</p>

<p>(質問)</p> <p>災害障害見舞金の支給内容について教えてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>市町村は、条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に一定の障害がある住民の方に対して、災害障害見舞金を支給しています。災害障害見舞金の額は、生計維持の状況を勘案して、障害者1人当たり250万円を超えない範囲内で市町村の定める額となっています。</p>
<p>(問い合わせ先)</p> <p>連 絡 先 お住まいの市町村</p>